

2021年（令和3年）7月8日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

子育て世帯生活支援特別給付金に関すること
に係るコンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）6月21日付けで諮問（第1077号）された子育て世帯生活支援特別給付金に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、2021年（令和3年）3月16日に政府の関係閣僚会議において、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給することが盛り込まれ、財源については、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度予備費を繰り越して措置することが2021年（令和3年）3月23日付けで閣議決定された。

その後、令和3年4月7日子発0407第4号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」の発出を受け、先行して、

ひとり親世帯分が、令和3年5月28日子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」の発出を受け、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分（以下「ひとり親世帯以外分」という。）の特別給付金の支給が決定したことから、本市においても子育て給付課が担当課となり、この特別給付金を支給することとなった。

低所得の子育て世帯に対する給付金は、令和2年度から通算すると今回で3回目の支給となるが、過去2回はひとり親世帯のみが対象のひとり親世帯臨時特別給付金として支給していたところ、今回はひとり親世帯以外も対象とされたため、名称を子育て世帯生活支援特別給付金に変更している。

ひとり親世帯分の支給に係るコンピュータ処理については、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り、答申（第1033号）を受けているが、ひとり親世帯以外分については、今回新たに子育て世帯生活支援特別給付金の資格管理等を行う機能を追加し、利用することから、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 事業の概要

ア 給付金の名称

子育て世帯生活支援特別給付金

イ 対象児童

(ア) 2021年（令和3年）3月31日時点で18歳未満（特別児童扶養手当の対象児については20歳未満）の児童

(イ) 2021年（令和3年）4月から2022年（令和4年）2月末までに生まれた新生児

ウ 支給対象者

(ア) 2021年（令和3年）4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けており、令和3年度分の住民税均等割が非課税の者

(イ) 対象児童を養育しており、次のいずれかに該当する者

a 令和3年度分の住民税均等割が非課税の者

b 新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、住民税均等割非課税と同様の事情にあると認められる者

エ 支給金額

児童1人当たり一律5万円

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

制度の目的から、迅速かつ的確な支給事務を求められており、本市の特別給付金の支給対象者は約4,000人と想定していることから、迅速かつ的確な支給事務を行うためには、手作業での処理は困難であり、給付金の申請内容のデータ化、支給決定及び支給状況の管理を行うためにコンピュータによる処理が必要である。

イ コンピュータ処理の内容

(ア) 2016年(平成28年)12月8日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第828号で答申された保健福祉総合システムに新たに子育て世帯生活支援特別給付金の資格管理等を行う「子育て世帯生活支援特別給付金」の機能を追加し、利用するものである。

(イ) 2021年(令和3年)4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている者や、2021年(令和3年)5月から2022年(令和4年)3月までに新たに児童手当又は特別児童扶養手当の受給資格を有した者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税であり、子育て世帯生活支援特別給付金受給拒否の届出書を提出していない者のほか、対象となる児童を養育する者及び家計急変者から子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)を受け付けた場合は、給付金の支給対象であることを保健福祉総合システムで確認し、対象者の基本情報、支給額、口座情報及び対象児童情報を「子育て世帯生活支援特別給付金」に入力し、支給の決定処理を行う。決定処理後は、支給決定データを作成し、支給対象者の金融機関口座へ振込処理を行う。

ウ コンピュータ処理を行う個人情報の項目

(ア) 支給対象者情報

宛名番号、氏名、住所、生年月日、性別

(イ) 給付金申請情報

給付金資格状態、申請日、支給決定日、支給決定事由、処理日、支給年月、備考、基本支給額、監護等児童数

(ウ) 給付金支給情報

支払予定年月日、支払種別、支払予定額、支払調整額、支払方法、金融機関コード、金融機関名、店舗名、口座種別、口座番号、口座名義人カナ、口座使用開始年月日、口座使用終了年月日

(エ) 対象児童情報

宛名番号、氏名、住所、生年月日、性別、続柄、同居・別居

エ 安全対策

(ア) 端末利用者の制限

a ユーザの権限

所属部門の利用権限設定及び職員単位の利用権限設定が可能であるため、子育て給付課の職員のうち実務を行う職員のみを利用権限を与えることにより、不正利用を防止する。

b ユーザ認証

ユーザの認証については、端末ログイン時に生体認証を行い、システムログイン時にID及びパスワードを入力させることにより、不正利用を防止する。

なお、システムログイン時のパスワードは利用権限を与えられた職員が生成及び変更を行い、システム管理者においてもパスワードを把握できない仕様としているため、当該職員以外知り得ないものとなる。また、パスワードは定期的に変更を行う。

(イ) システム上の安全対策

a データ管理

WEBシステムを採用してすべてのデータをサーバ上で一元管理し、個々の端末にはデータを持たせないことで、個々の端末からのデータ漏えいや不正利用を防止する。また、システムは非公開系ネットワーク上に構築し、外部に情報が漏えいするのを防止する。なお、サーバ機器は生体認証により入室管理を行っている庁内サーバ室のラック内に設置する。

b ウイルス監視

各端末はサーバから最新のパターンファイルを取得し、常時ウイルス監視を行うとともに、ウイルスの感染を予防する。

c 利用状況（ログ）の記録

システム操作者がシステムにログインしてからログアウトするまでの間で、いつ、誰が、どのデータにアクセスし、何をしたかをログとして保存し、必要に応じて確認できるようにする。

d 端末のセキュリティ対策

セキュリティワイヤーロックで什器等とつなぐことにより、端末の持ち出し及び盗難を防止する。

また、プライバシーフィルタをディスプレイに設置することにより、端末の使用者以外の者が個人情報を盗み見ること及び不正取得することを防止する。

(4) 実施時期

2021年（令和3年）7月12日から2022年（令和4年）3月31日まで、及び継続実施された場合は国が示す終了時期まで

(5) 添付資料

- ア 子育て世帯生活支援特別給付金（国制度）について
- イ 令和3年5月28日子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について
- ウ 藤沢市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱
- エ G P R I M E 福祉【第3版】「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」（その他世帯分）への対応について

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

制度の目的から、迅速かつ的確な支給事務を求められており、本市の特別給付金の支給対象者は約4,000人と想定していることから、迅速かつ的確な支給事務を行うためには、手作業での処理は困難であり、給付金の申請内容のデータ化、支給決定及び支給状況の管理を行うためにコンピュータによる処理が必要である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(3)エの(ア)及び(イ)に示す安全対策は、次のとおりである。

- ア 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置
 - (ア) a, (ア) b
- イ システムの不正アクセスを防止するための措置
 - (ア) b
- ウ ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
 - (イ) a, (イ) b
- エ 日常的な安全対策
 - (ア) b, (イ) a, (イ) c, (イ) d

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上